

2 求人活動のルール

新規学校卒業者の採用に関しては、採用計画、採用方針、雇用条件、選考基準、選考方法等を明確に策定されると思いますが、一部の求人者に無秩序な求人活動が行われているむきもあります。

これにより、学校教育に支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなりますので、過大な求人活動による弊害を未然に防止して、求人秩序を確立するため、次のような規制措置がありますので、十分ご注意のうえ、公正な求人活動を維持されるようお願いいたします。

項 目	内 容
家庭訪問の禁止	求人者又は求人者から委託を受けたものが生徒の家庭等を訪問して直接生徒・保護者を勧誘することは、 中学、高校を問わず一切禁止 されています。
学校訪問の規制	求人活動のための学校訪問は、職務の内容、求人内容について求人票の補足説明を行う等、職業指導上必要な場合のみ認められています。 <中学校> 岐阜県では1事業所1校1回限りの訪問を認めています。この規制は都道府県ごとにそれぞれ取りきめがありますので、事前に現地安定所と相談のうえ実施して下さい。(都道府県によっては、全面禁止されているところもありますので、ご注意下さい。) <高等学校> 岐阜県では1事業所1校2回まで訪問を認めております。学校教育に支障をきたすことのないよう事前に学校の了解を得たうえで実施して下さい。 また、管轄安定所に求人内容等確認のための求人票を提出している求人者が、情報提供(職種、採用予定人員、推薦依頼数等)のため、学校訪問を行うことは、求人票(高卒)の返戻前であっても差し支えありませんが、この場合は、管轄安定所が受理した事を証するもの(例えば受付票等のもの)を持参して下さい。
文書募集の規制	<中学校> 新規中学校卒業者を対象とする文書募集は、全面禁止されています。 <高等学校> 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集は、卒業する前年の6月末までは禁止されています。 なお、7月1日以降、文書募集を行う場合は、次の条件によって行うこととなっています。 ①安定所の受付済求人であって、当該求人票記載内容と異なるものでないこと。 ②広告等掲載にあたっては、求人管轄安定所名及び求人の受付番号を記載すること。 ③応募の受付は、学校又は安定所を通じて行うこと。 ※インターネットについては、文書募集に準ずるとされ、中学校及び高等学校卒業者を対象とする募集については、上記と同様の規制となります。

縁故募集の取扱い	縁故就職者は、従来、とかく雇用条件等の十分な情報が得られず、職場不適応をおこす原因になりがちであるため、極力安定所へ求人申込みをした後、採用して下さい。 縁故の範囲・・・事業主との 6 親等以内の血族、配偶者、3 親等以内の姻族、従前から直接親交のある者。
利益供与の禁止	求人者又は求人者から委託を受けた者は、新規学校卒業者、その保護者、その他関係者に対し、金品又は利益の供与を行うなどの求人活動が禁止されています。
中学・高校卒業者の就業開始の時期と注意事項	< 中学卒業者 > 労働基準法第 56 条により 4 月 1 日以降となります。 < 高校卒業者 > 校長が卒業を認定した日以降となります（実習、研修等を含む。）。 なお、採用内定者であっても、校長が卒業を認定した日までは、高校生であり学業が本務となることから、以下の点について配慮が必要です。 ◎採用内定後、平日に以下の行事に参加させることは控えて下さい。 ・内定式、入社前説明会、健康診断、制服採寸、その他高校生の学業に影響を与える行事への参加勧奨など。 ◎以下に関しては、学業に影響を与えるものと考えられますので、認められません。 ・入社前の研修及びインターンシップへの参加勧奨、レポート等の提出命令、採用内定企業でのアルバイト、懇親会等への参加勧奨など。
求人要項（入社、募集案内）に係る注意事項	各事業所で作成される求人要項は、安定所に申し込まれた求人票の内容等で不足しているところを補完し、事業内容、仕事の内容等についての理解を深めるためのもので、求人票とともに学校へ送付してもよいこととなっています。 ただし、求人票の記載事項と矛盾するものでないことや誇大な表現を使用しないことに注意して下さい。 ◎ 求人要項記載の内容例 ・当面従事する仕事の内容等について、写真と文書による説明。 ・会社・工場の概要について、文章、写真、図表による説明。 内容としては、沿革、生産品目、工場施設・機械設備の概要、取引先の状況、会社・工場の全景、職場の内容の状況、新入社員実習の状況、案内図、仕事の流れ、従業員数、売上高の推移等。 ・福利・厚生施設等の概要について、文章、写真による説明。 内容としては、宿舍の名称・所在地・棟数・構造、寝具貸与の状況、食堂等福利施設・医療施設の概要、野球道具等娯楽器具の状況、教育訓練の状況、定時制通学可能学校の名称・所在地・課程、宿舍の概要・全景・内部の状況、食堂等施設の状況、レクリエーション施設の状況等。 ◎ 求人要項の送付方法 求人者から学校又は学校管轄安定所への送付は、中学・高校は 7 月 1 日以降、高校については受付済求人票の（写）とともに送付して下さい。
不正な求人活動を行った場合の措置	以上の禁止規制に違反の行為があった場合は、次年度の求人票特記事項欄にその事実を記載しますので、十分ご注意のうえ、公正な求人活動をお願いいたします。